

天監第163-7号
令和2年5月28日

住民監査請求人 <<A>> 様

天草市監査委員 富田 善三郎

天草市監査委員 福岡 耕二

天草市監査委員 赤木 武男

住民監査請求にかかる監査の結果について（通知）

令和2年（2020年）3月30日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、下記のとおり条件を付して勧告することに決定したので通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住所 天草市

氏名 <<A>>

2 請求書の受付年月日

令和2年3月30日

3 請求の内容

請求の要旨（原文のまま）

天草市は、随意契約により<<業者a>>に「広瀬公園外桜等樹皮病薬剤散布業務」を委託し、<<業者a>>は2020年2月19日に桜等樹皮病防除目的で広瀬公園及び城山

公園において、桜及びウメに石灰硫黄合剤「細井石灰硫黄合剤」（農林水産省登録番号 15850号）を散布した（事実証明-1）。天草市は、当該業務に対して2020年3月12日に196,570円を「業者a」に支払った（事実証明-2）。

今回散布された「細井石灰硫黄合剤」（登録番号15850号）は、全ての登録硫黄合剤がそうであるが、適用作物を桜とした登録はない。また、ウメでは、縮葉病が唯一適用病であり、樹皮病は登録されていない（事実証明-3）。したがって、「細井石灰硫黄合剤」（登録番号15850号）に、農薬取締法第2条の2の3による適用病害虫の範囲及び使用方法に桜およびウメの樹皮病が表示はされることはない。

ところで、「登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法」が表示されていない農薬を使用することは農薬取締法第11条により禁じられている。したがって、今回の「業者a」による桜及びウメへの「細井石灰硫黄合剤」（登録番号15850号）散布は、農薬取締法第11条に反する違法な散布であり、かかる違法な散布に対する、天草市の「業者a」への196,570円の支払いは財務会計上、違法かつ不当である。

よって、監査委員は、市長に対して、市長は「業者a」へ支払った196,570円を天草市に返還すること、と勧告するよう求める。

上記の通り、地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

4 請求書の受理

本件監査請求（以下「本件請求」という。）は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和2年4月13日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人は、請求と同時に次の1から3までの事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を提出した。また、令和2年4月21日付けで「住民監査請求書の補正」として、当初提出した住民監査請求書（以下「本件請求書」という。）を次のとおり補正するとともに、新たな証拠として事実証明書4、5を追加した。なお、請求人に対し法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人

から新たな証拠の提出はなかったが、請求の内容について請求人が補足説明を行った。

提出された事実証明書

- 1 広瀬公園外サクラ等樹皮病薬剤散布業務委託状況写真（写し）
- 2 広瀬公園外サクラ等樹皮病薬剤散布業務委託支出命令書（写し）
- 3 細井石灰硫黄合剤（登録番号15850）適用一覧

請求書の補正及び追加の事実証明書の提出

「請求の要旨」中、8行目「事実証明-3。」以下、15行目までを次のとおり補正。
（原文のまま）

登録農薬の適用病害虫等名は、農林水産省の農薬登録検査を受け（事実証明-5）、薬効・安全性等が確認されたものについて、農薬取締法第16条に基づいて表示されたものである。適用病害虫名が表示されていない病害虫名に対する薬効は確認されていないか、薬効のない薬剤である。

「細井石灰硫黄合剤」（登録番号15850号）の適用病害虫の範囲及び使用方法欄に桜およびウメの樹皮病が表示はされていないことは、桜及びウメの樹皮病に対する同剤の防除効果が確認されていないか、防除効果のないことを意味する。

ところで、「登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法」欄に表示されていない作物に当該農薬を使用すること即ち適用外使用は農薬取締法第25条第3項により禁じられている。登録農薬であっても適用外使用は禁じられているのである。今回の「業者a」による桜及びウメへの「細井石灰硫黄合剤」散布は適用外使用であり、農薬取締法第25条第3項に反する違法な散布である。

効果が期待されない農薬を違法に散布した「業者a」への196,570円の支払いは、地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」に違反する、違法かつ不当な支出である。

追加された事実証明書

- 4 登録農薬情報（登録番号15850号 細井石灰硫黄合剤）
- 5 農薬登録検査について（農林水産省ホームページより）

法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会の付与

日時 令和2年4月22日（水） 午後3時27分から午後3時40分まで

場所 天草市役所本庁第3会議室2

陳述をした者 請求人 ≪A≫

2 請求人の主張

本件請求は、監査委員が天草市長に対し、次の措置を講じるよう勧告することを求めたものである。

天草市長は≪業者 a≫へ支払った196,570円を天草市に返還すること。

請求人はその請求理由として、次の事項（要約）を挙げている。

「広瀬公園外桜等樹皮病薬剤散布業務委託」（以下「本件業務委託」という。）において使用された農薬「石灰硫黄合剤」（以下「本件農薬」という。）はサクラを適用作物とは登録しておらず、ウメにおいても樹皮病は適用病とは登録されていない。適用病害虫等名が表示されていない病害虫名に対する薬効は、確認されていないか、薬効のない薬剤であり、本件農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法欄に表示されていないことは、サクラ及びウメの樹皮病に対する本件農薬の防除効果が確認されていないか、防除効果のないことを意味する。

また、農薬の「登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法」欄に表示されていない作物に当該農薬を使用することは適用外使用であり、農薬取締法（以下「取締法」という。）第25条第3項により禁じられているため、サクラ及びウメの樹皮病に対する本件農薬の散布は違法である。

よって、効果が期待されない農薬を違法に散布した≪業者 a≫に対する公金の支出は、地方財政法（以下「地財法」という。）第4条第1項に違反するものであり、違法かつ不当である。

3 監査対象部課及び弁明書の提出

監査対象部課を建設部都市計画課（以下「都市計画課」という。）とし、都市計画課に対し、弁明書及び関係資料の提出を求め、さらに提出された内容について数度の質問、聴取を行った。

都市計画課の弁明（要約）

本件業務委託は、樹木の予防保全を図る公園管理の一環として、令和2年2月19日に広瀬公園外のサクラ・ウメ等の樹木に行った。その際に使用した本件農薬は、樹木医の資格を有する業者（≪業者 a≫）からの提案などを参考に検討したうえで使用

したが、薬剤散布に対する使用上の適切な措置を講じていなかったため、薬剤の効果や使用方法について請求人から指摘があり、薬剤の取扱説明書等で確認した結果、サクラの予防保全には適合しないことが判明した。このことについて、請求人から市に同年3月4日付けで、「公園における病害虫防除のための薬剤散布について」と題した申し入れがあり、請求人に対しては、同年3月16日付けで、今後、本件農薬の使用を禁止し、塗布や樹幹注入等を主体とした樹木の維持管理及び受託者（《業者 a》）（以下「受託者」という。）に対する指導の徹底について回答をした。

また、同年4月3日には、熊本県農業技術課の農薬取締職員に、現地及び事務処理内容について受託者立会いのうえ確認していただいたところ、今回の散布については悪質性がなく、受託者も十分反省していること、薬剤散布による被害報告がないことを踏まえ、事務処理における仕様書作成などの改善事項について口頭での指導を受けた。

今回の散布では、サクラの予防保全には適合しない薬剤を使用してしまったが、薬剤の選定は都市計画課と受託者の認識不足によるものであり、委託料は作業に対する対価であることから、返還を請求する必要はないものと考えている。

第3 監査の結果

1 監査対象事項

次に掲げる事項を監査の対象とした。

- (1) 本件農薬のサクラやウメへの散布は、取締法第25条第3項により禁じられている違法又は不当な散布であったか否か
- (2) 本件業務委託により、天草市に損害が発生したか否か
- (3) 本件業務委託料の受託者への支払いが、地財法第4条第1項に反する違法又は不当な支出にあたるか否か
- (4) 損害額が発生しているとしたら、返還すべき金額はいくらか

2 関係法令等について

本件業務委託に関連する法令等の関係条文は次のとおりである。

（関連する部分のみ記載）

地方自治法（昭和22年法律第67号。）

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

農薬取締法(昭和23年法律第82号。)

(目的)

第1条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第1項に規定する肥料を除く。)をいう。

(農薬の登録)

第3条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材

料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第34条第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第16条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第16条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合にあっては、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第34条第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

（4）登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

（使用の禁止）

第24条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第3条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

（1）容器又は包装に第16条の規定による表示のある農薬（第18条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

（2）特定農薬

（農薬の使用の規制）

第25条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準

を変更することができる。

- 3 農薬使用者は、第1項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省、環境省令第5号。）

（表示事項の遵守）

第2条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 2 農薬使用者は、農薬取締法第16条第4号、第6号（被害防止方法に係る部分に限る。）、第9号及び第11号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

農林水産省及び環境省通知「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け）」（別紙 住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項）

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻りに訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあつては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。

- (2) 病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏

感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

地方財政法（昭和23年法律第109号。）

（予算の執行等）

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

3 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに、都市計画課から提出された資料及び関係職員の事情聴取等に基づき、次のように事実関係を確認した。

(1) 監査対象事項(1)及び(2)に関連する事項について

ア 本件農薬について

事実証明書3、4及び、本件農薬を製造販売している細井化学工業株式会社のホームページに掲載されている内容によると、本件農薬の種類や特長、適用病害虫の範囲及び使用方法等は次のとおりである。

（名称）細井石灰硫黄合剤（農林水産省登録番号 第15850号）

（種類）石灰硫黄合剤

（用途）殺菌剤

（毒性）普通物

（特長）1 殺虫・殺菌に作用があり、果樹の広範囲な病害虫防除に効果がある。

2 果樹の越冬害虫防除にも高い効果を発揮する。

3 有機農産物、日本農林規格（有機JAS）に適合した農薬である。

(適用病害虫の範囲及び使用方法)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	使用回数	使用方法	石灰硫黄合剤を含む農薬の総使用回数
りんご	モニリア病・うどんこ病	40~140倍	—	—	散布	—
	黒星病	7倍	発芽前			
	腐らん病	10倍	休眠期			
みかん	ハダニ類・そうか病 黒点病・かいよう病	80~200倍	—			
	ヤノネカイガラムシ (硫酸亜鉛加用)	60~80倍	—			
なし	黒星病	7倍	発芽前			
もも	縮葉病・胴枯病・黒星病	7倍	発芽前			
うめ	縮葉病	8倍	発芽前			
くり	芽枯病	20~40倍	発芽前			
かき	黒星病・うどんこ病	100倍	—			
すもも あんず	ふくろみ病	140倍	—			
すぐり	うどんこ病	80~140倍	—			
落葉果樹	カイガラムシ・越冬病害虫	7~10倍	発芽前			
	ハダニ類	7倍				
茶	ハダニ類・サビダニ類	80~200倍	夏期			
		20~40倍	冬期			
桑	カイガラムシ類・胴枯病	7~10倍	—			
	クワカイガラムシ類	8~10倍				
びやくしん	赤星病	40倍	—			
麦類	赤さび病	50~60倍	—			
	さび病・うどんこ病	40~140倍				
果樹類	ハダニ類・サビダニ類	80~200倍	夏期			
		20~40倍	冬期			
まつ	ハダニ類	20倍	発芽前			

作物名	使用目的	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	石灰硫黄合剤を含む農薬の総使用回数
りんご	摘花	100~120倍	満開後	2回	立木全面散布	—

(細井化学工業株式会社ホームページ 硫黄のはなし・トピックス)

よくあるご質問Q & A (石灰硫黄合剤③)

Q 樹木に散布したいが、どのくらい希釈すればよいか。

A 松以外の樹木には使用できません。

使用できる作物は注意書きに記載されている作物のみです。

それ以外の作物、また農薬以外の使用は農薬取締法に違反します。

イ サクラやウメの樹皮病について

都市計画課からの聴取によると、本件業務委託で樹皮病としているのは、がんしゅ病、てんぐ巣病、こうやく病、胴枯病などの様々な病気を総称している。

ウ サクラに適合するその他の薬剤

都市計画課提出の資料によると、サクラへの殺菌効果が期待できる薬剤としてトップジンM水和剤があり、病害虫についてはオルトラン水和剤、サクラのてんぐ巣病については、トップジンMペーストがある。

サクラに対する使用方法などは、次のように記載されている。

薬剤名 (用途)	サクラの適用病害虫	希釈倍数	使用方法	使用時期	使用回数
トップジン M水和剤 (殺菌剤)	幼果菌核病	1,000~1,500 倍	200~ 700 L / 10 a 散布	発病 初期	5回 以内
	炭疽病	1,500~2,000 倍			
	うどんこ病・ごま色 斑点病・輪紋枯葉病・ 斑点症(シュート・サーコスプ ラ菌)	1,000 倍			
トップジン Mペースト (殺菌剤)	てんぐ巣病	原液	病枝 切除後	塗布	
オルトラン 水和剤 (殺虫剤)	モンクロシャチホコ	1,000~1,500 倍	200~ 700 L / 10 a 散布	発生 初期	
	アメリカシロヒトリ	1,500~2,000 倍			

エ サクラ及びウメへ本件農薬を使用した経緯について

都市計画課からの弁明書によると、本件業務委託は樹木の予防保全を図る公園管理の一環として、樹木医の資格を有する受託者からの提案などを参考に検討したうえで使用した。

本件業務委託の予定価格算定のため、受託者から令和2年2月6日付けで徴取した参考見積書の内訳書には、サクラとウメに散布する薬剤として本件農薬の記載があり、それを基に本件業務委託の仕様書(内訳書)が作成され、農薬管理指導士等の資格を有する2事業者(受託者及び他の業者)を選定し見積書の提出を求め、同年2月12日付け(受付は同年2月14日付け)で、2事業者から見積書の提出があり、見積金額の低かった受託者を選定し、同年2月19日に広瀬公園及び城山公園において本件農薬を使用した薬剤散布が行われた。

本件農薬を選定した理由については、都市計画課からの聴取によると、越冬病害虫及び病原菌の両方を防除する農薬はないため、本件農薬が果樹の殺虫・殺菌・越冬病害虫防除などに広く使われていることから、ウメと同じバラ科であるサクラにも効果があるとの樹木医である受託者からの提案に基づき選定した。また、樹皮病により樹木腐朽が進むと樹木は衰弱し、そこに腐朽菌が入ることでキノコが発生し倒木等の原因にもなるため、樹木腐朽への予防効果を期待して、本件農薬が果樹等への散布において一定の効果が検証されており、一般的に使用されていることから散布をした。なお、越冬病害虫の防除も併せて効果を期待して行ったものであると答えている。

(2) 監査対象事項(2)のうち、本件農薬の効果について

ア 本市監査委員が、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室等へ聞き取りを行った結果は、別紙1のとおりである。

イ 本市監査委員が、県内の樹木医に対して本件農薬の効果等について聞き取りを行った結果は、別紙2のとおりである。

ウ サクラの名所で知られる京都御苑のホームページ(環境省)には、2007年1月11日付けと、若干古い事例であるが、次のような記載がある。

薬剤散布のお知らせ

京都御苑では現在下記の工事等を行っています。

2007年1月11日(木)～1月19日(金)

京都御苑では、苑内樹木維持のため苑内全域の花木に対して薬剤散布を行います。

散布する薬剤は農薬取締法に基づき登録された石灰硫黄合剤で、毒劇物ではありません。

期間中はご迷惑をおかけ致しますが、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

エ 石灰硫黄合剤を製造販売している細井化学工業株式会社とは別の事業者である宮内硫黄合剤株式会社のホームページには、次のような記載がある。

石灰硫黄合剤

(特徴)

1 殺虫・殺菌の両作用があり、特に果樹の越冬病虫害防除にも高い効果を示します。

2 有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）に適合する農薬です。

オ 造園業等を行う福井県の清水植物園のホームページ（2017年1月19日）には、次のような記載がある。

冬の石灰硫黄合剤で樹木を消毒「越冬する病虫害の駆除」

樹木で越冬している病原菌や害虫は、春になると活動を始めるので、冬季の消毒は、この病虫害の被害を最小限に抑える効果があります。

中でも石灰硫黄合剤は非常に強力で、うどんこ病や黒星病など多くの病原菌に効果があり、駆除の難しいカイガラムシ類にも確実に効き目があるので、昔からよく使われています。

ただ、石灰硫黄合剤は、樹木が活動をはじめる春以降に散布すると、葉害を起こすことがあるので、樹木が休眠中の冬季に散布することが定石となっています。

(3) 監査対象事項(3)及び(4)に関連する事項について

ア 委託料の支払いについて

「3 事実関係の確認(1)エ」により、サクラ及びウメへの薬剤散布が行われ、事実証明書2のとおり令和2年3月12日に196,570円が天草市より受託者へ支払われている。

本件業務委託に係る執行伺いから支払いまでの経緯は、都市計画課提出の資料や、「3 事実関係の確認(1)エ」によると次のとおりである。

(ア) 参考見積書の徴取（令和2年2月6日）

(イ) 施行伺い（令和2年2月7日）

(ウ) 見積業者の選定（令和2年2月7日）

(エ) 見積書の徴取（令和2年2月14日）

(オ) 受託者選定（令和2年2月14日）

(カ) 支出負担行為（請負金額20万円以下のため、書面による契約を要しない）

による委託料及び受託者の決定（令和2年2月14日）

(キ) 受託者による業務の実施（令和2年2月19日）

- (ク) 受託者による業務の完了報告（令和2年2月26日）
- (ケ) 都市計画課による業務の完了確認（令和2年2月26日）
- (コ) 受託者からの請求書の受領（令和2年2月26日）
- (サ) 天草市から受託者へ委託料の支払い（令和2年3月12日）

イ 散布した樹木の種類及び本数

本件委託料の支払いは事実証明書2のとおり196,570円であるが、都市計画課が作成した見積依頼書の内訳書には、薬剤散布樹木の内訳として、広瀬公園サクラ150本、同ウメ82本、城山公園サクラ69本、同ウメ7本、合計308本等の記載があり、支出命令もこの内訳によって支出された。

また、本件業務委託料は、サクラについて219本、ウメについて89本の合計308本の樹木に対して行われ、1本の樹木に対して5Lの本件農薬（20倍希釈液）を散布し、その本件農薬の価格は、1,540Lで84,700円となっていることから、1L当たりの薬剤原価は55円（消費税抜き）、樹木1本当たりの委託料の額は、638円（消費税込み）であったと認められる。

(4) 監査対象事項(3)のうち、本件農薬以外の薬剤価格について

ア 監査委員の質問に対して、都市計画課から次のとおり回答があった。

(質問) サクラの樹皮病及び病害虫に対して適合する合法的な薬剤はあるのか。あるとしたら、名称と価格はいくらか。

(答え) サクラの樹皮病への適合薬剤としてトップジンM水和剤があり、価格は、500g当たり平均で2,405円。また、病害虫に対して適合する薬剤としてオルトラン水和剤があり、価格は500gで3,360円である。樹皮病と病害虫防除のどちらにも適合されるとする薬剤は、現在のところ確認されていない。

イ トップジンM水和剤とオルトラン水和剤について

都市計画課が提出した資料によると、トップジンM水和剤とオルトラン水和剤をサクラに対して使用する場合の希釈倍率や使用量等は、「(1)監査対象事項(1)及び(2)に関連する事項ウ」にも記載しているが、トップジンM水和剤は、うどんこ病等の場合、1,000倍希釈で10a当たり200L~700Lの使用量となっており、使用回数は5回以内となっている。

オルトラン水和剤については、モンクロシャチホコの場合、1,000倍～1,500倍の希釈で、10a当たり200L～700Lの散布となっており、使用回数は5回以内となっている。

ウ トップジンM水和剤とオルトラン水和剤を使用した場合の薬剤の必要量

本件農薬の散布対象であるサクラ及びウメ、合計308本が育成している面積は、都市計画課によると広瀬公園5,575㎡、城山公園1,520㎡の合計7,095㎡(約71a)である。71aに対して、トップジンM水和剤の1,000倍希釈液を10a当たり仮に400L散布すると仮定すると、 $71a \times 400L / 10a = 2,840L$ が必要となる。オルトラン水和剤についても同様に、1,000倍の希釈液を10a当たり仮に400L散布すると仮定すると、上記同様2,840Lとなる。

エ トップジンM水和剤とオルトラン水和剤の使用薬剤価格

上記アの都市計画課の回答から、トップジンM水和剤の500g当たりの平均価格は2,405円とあるので、上記ウのとおり2,840L(1,000倍希釈)使用した場合は、 $2,405円 \times 1,000g / 500g \times 1 / 1,000 \times 2,840L = 13,660円$ となり、2回使用した場合の価格は、27,320円となる。また、オルトラン水和剤の価格は、500g当たり3,360円であるから、トップジンM水和剤と同様の計算をした場合は、 $3,360円 \times 1,000g / 500g \times 1 / 1,000 \times 2,840L = 19,084円$ となり、同様に2回使用した場合の価格は、38,168円となる。

この場合、どちらの薬剤もそれぞれ2回使用したと仮定した場合は、合計65,488円の薬剤価格となる。

4 監査対象事項に対する判断

(1) 監査対象事項(1)について

ア 本件散布の違法性について

(ア) サクラについて

取締法第2条において、「農薬」とは、農作物の病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、忌避剤、展着剤等や、植物成長調整剤等をいい、「農作物」とは、人が栽培している植物の総称で、一般の稲・野菜・果樹や、鑑賞用

の樹木・盆栽・草花、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹も含むほか、山林樹木も含まれる。また、第3条において、農薬は登録を受けなければ製造・加工・輸入ができない登録制度が定められており、第24条では、無登録の農薬を使用することが禁止されている。

取締法第25条第1項においては、農薬の使用の規制として、「農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、(中略)農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。」とされている。また、同条第3項において、農薬使用者は、第1項の基準に違反して農薬を使用してはならないと規定されている。これは、取締法上使用可能な農薬であっても、使用方法を誤れば、人畜等へ被害が生じるおそれがあることから、省令により農薬の使用方法について遵守すべき基準を定めるものとされているところであり、その基準として、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「省令」という。)が定められている。

この省令によると、第2条(表示事項の遵守)で、「農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。」とされており、その第1項第1号で「適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。」が、また、同条第2項では、「農薬使用者は、農薬取締法第16条第4号、(中略)第9号及び第11号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。」ことが規定されている。

このことは、食用農作物に農薬を使用する場合はその使用する農薬の適用の範囲を厳密に守ることを求め、一方、食用農作物以外の樹木等には、登録に係る適用病害虫の範囲に記載した農薬を使用するよう努めなければならないとし、いわば努力義務として定めたものと解される。

ところで、サクラについては、令和元年7月16日付け、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長名通知、元消安第911号-1「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農産物等の名称について」によると、「適用農作物のうち食用又は飼料用に利用されない農作物等」の樹木類として分類されてい

る。

つまり、取締法第25条において、使用の規制を受ける対象は「適用農作物のうち食用及び飼料の用に供される農作物等」であり、サクラは「適用農作物のうち食用又は飼料用に利用されない農作物等」に該当する。したがって、サクラについては、省令第2条第2項により使用に関しての規制が努力義務として定められているものの、使用することが直ちに取締法第25条に反して違法となる農作物等ではないといえることができる。

一方で、平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長名で各都道府県知事あてに発出された通知「住宅地等における農薬使用について」（以下「農水省・環境省通知」という。）においては、住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項として、「(4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。」が挙げられており、「管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。」とされている。

国の機関等から自治体に発出される通知については、平成12年4月1日に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)により、情報提供と技術的助言にとどまるものとなり、自治体は地域の実情に応じて、国等が示す解釈と異なる解釈を採用することができることとなった。

技術的助言とは、「客観的に妥当性のある行為又は措置を実施するように促したり、又はこれを実施するために必要な事項を示したりするものである」(平成25年7月17日さいたま地裁)ことから、農水省・環境省通知に反することをもって法令違反と評価することはできない。

また、農水省・環境省通知以後、熊本県の条例等において本件農薬の使用に関し規制が設けられたことはなく、市においても使用に関する規定はない。

(イ) ウメについて

次にウメについて見てみると、請求人の主張のとおり、独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬登録情報によると、農林水産省登録第15850

号「細井石灰硫黄合剤」の適用表において、ウメの適用病害虫名として縮葉病が挙げられている。縮葉病とは、展開前の若い葉が変色し不規則に縮れ、葉が展開すると縮れた部分が膨らんで火ぶくれ状になる病気で、進行すると白いカビで覆われ落葉するもので、カビが原因とされる。防除方法は、新芽が発芽する前、樹木の休眠期に薬剤を散布することが効果的とされている。

ところで、熊本県が作成した「熊本県病害虫・雑草防除指針」（令和2年度版）によると、ウメのウメシロカイガラムシの薬剤防除のポイント・注意事項等として、開花前の本件農薬の散布が挙げられている。この指針に掲載されている農薬は、「県内での試験成績や試験研究機関等の公的機関による試験成績等によって、防除効果、薬害、安全性及び地域性等が確認され、本県への適用性が認められるもの」とされている。

また、ウメは果樹類であり、落葉果樹にも該当する。「3 事実関係の確認(1) ア」の表にもあるように、落葉果樹については越冬病害虫の防除は認められているものである。このことから、ウメに対して越冬病害虫の防除を目的として本件農薬を散布することは、違法な行為ではないといえることができる。

したがって、ウメへの本件農薬の使用は取締法に違反する散布とはいえない。

イ 本件散布の不当性について

しかしながら、サクラへの本件農薬の使用は、農水省・環境省通知に定められた遵守事項に反しており、取締法に違反しているとはいえないが、省令第2条第2項においては、農薬使用者は取締法第16条第4号（登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法）に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならないと規定し、食用農作物等以外の農作物にあっても、農薬を使用するときは登録に係る適用病害虫の範囲・使用方法を守るよう求めているものであって、この規定が単に努力義務であったとしても不当な業務執行である可能性は否めない。「不当」とは、違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいう。そのため、省令第2条第2項及び農水省・環境省通知に反して行ったサクラへの本件農薬の使用は不当であるともいえる。

また、農水省・環境省通知については、上記したようにこれに反することをもって法令違反と評価することはできないが、不当性の判断については、農水省・環境省通知は「農薬を、ラベルに記載されている使用方法及び使用上の注意事項

を守って使用すること。」と明確にその遵守すべき旨を記載し、さらに県知事等から管内市区町村に対して周知・指導をお願いするとの文言から、通常の情報提供と技術的助言にとどまらず、一応の基準としてその遵守を求めたものと評価することができる。さらに、細井化学工業株式会社のホームページには、「3事実関係の確認(1)ア」に記したように、明確に「松以外の樹木には使用できません。」と記され、「それ以外の作物、また農薬以外の使用は農薬取締法に違反します。」と記載されている。

以上のような事実から、本件農薬使用について不当性の有無を判断すると、本件農薬使用が、樹皮病や病害虫被害が現に発生し、緊急の必要が生じたためや、樹皮病や病害虫に対して効果のある薬剤が本件農薬のみであったなど、被害を防止するためやむを得ず使用したような場合等、正当な理由があるときは、努力義務違反や指導通知違反であっても不当なものとは評価することはできないが、都市計画課の回答のように、単に発注者の認識不足や受注者の認識不足によって行われたものについては、不当な使用と判断せざるを得ない。

よって、サクラに対する本件農薬の使用は不当な行為である。

(2) 監査対象事項(2)について

監査対象課である都市計画課に確認したところ、本件請求の判断を行う現時点において、本件業務委託による散布対象樹木の枯損等や、越冬病害虫による被害は確認されていない。

平成6年9月8日最高裁判決によると、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実についてその監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続きとして、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」と判示されている。

このことから、法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行

機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実について、監査委員に対して、当該行為の防止、是正若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補てんするために必要な措置を求め、このことにより、地方公共団体の行財政の適正な運営を確保し、もって住民全体の利益を擁護することを目的とするものであって、これには単に違法又は不当な行為の事実があるだけでなく、その行為によって具体的に損害が発生していることが要件となるとされているところである。

市への損害の有無については、本件業務委託の目的が樹木腐朽の予防効果及び、越冬病害虫の防除も期待して行われたものであるため、防除の効果があれば市に損害はなく、効果がなければ市が損害を被ったといえる。しかし、現時点においてその効果の有無は不明であり、被害発生等の報告もないため、天草市に損害が発生したか否かは判断ができない。

(3) 監査対象事項(3)について

請求人は、監査請求書の補正によって、「効果が期待されない農薬を違法に散布した受託者への196,570円の支払いは、地財法第4条第1項(略)に違反する、違法かつ不当な支出である。」とも主張する。

この趣旨は、効果の無い農薬散布によって、効果の無い財政支出を行ったのであるから、不要な支出であり、何もしない場合と比べ「必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」という同法の規定に反する、との意味であると理解することができる。したがって、本件支出が真に効果の無いものであれば、同法の規定に反することは請求人の主張のとおりである。

しかしながら、地財法第4条第1項は、その行為が違法・不当かは別として、仮に2つの方法があり、これらの方法が同様の効果がある場合にあっては、「その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定することから、その趣旨は、同じ効果がある場合は支出が最低の方法を選択すべきであるとの意を含むものであると考えられる。

そうであるとする、請求人はこの点に関して具体的な主張をしてはいないが、合法的な薬剤の価格と、不当とされる本件農薬の価格を比較して、地財法第4条第1項の規定に反するか否かの判断を行う必要があることになるので、価格の優劣につい

て次のとおり検討する。

本件業務委託に使用された本件農薬の薬剤価格は、「3 事実関係の確認(3)イ」に記載したとおり、サクラ及びウメ308本に対して合計84,700円である。

一方、適合する薬剤とされるトップジンM水和剤とオルトラン水和剤の予想される薬剤価格は、「3 事実関係の確認(4)エ」に記載したとおり、合計65,488円(仮に1回の使用とした場合は、32,744円)であるので、単純に比較すると、薬剤価格のみで考えた場合、トップジンM水和剤とオルトラン水和剤を使用した方が有利になると考えられる。

しかしながら、トップジンM水和剤とオルトラン水和剤の使用時期及び使用方法は同一ではなく、また、これらの薬剤は予防効果を目的として行うものではないため、病害虫の発生の都度、散布が必要とされる。

次に、受託者が本件業務委託について都市計画課に提出した請求書の内訳には、薬剤代金として84,700円、その他、動力噴霧器の散布料や作業人の人件費などの役務費が計94,000円と記載され、合計178,700円(消費税抜き)となっている。

仮に、トップジンM水和剤とオルトラン水和剤を病害虫の被害の都度使用した場合、これらの役務費は作業の都度、同様に掛かると予想されるのに対し、本件農薬の薬剤散布は1回で済み、その予防効果を果たしているとしたら、トップジンM水和剤等の散布に比べ、その価格が高額であったと評価することはできない。

以上のことから、地財法第4条第1項の規定に反する支出であるとはいえない。

(4) 監査対象事項(4)について

ア 損害額算定を行う理由

上記(2)に記したように、法第242条に規定する「当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害」については、現時点では損害額が発生したか否かについて、確認できない状況である。

しかしながら、将来、仮に本件農薬の散布に効果がなく、損害額が発生した場合にあっては、請求人は再度の監査請求書を提出しなければならないものとなり、そうなれば、当該行為のあった日から1年を経過して、同条第2項の期限経過により、請求が却下される可能性もないとはいえない。

そのため、請求人にこのような不利益が生ずることを防止する目的として、損害額が仮に発生した場合の損害額の算定を行い、補填すべき金額がいくらになるかについて、検討することとする。

イ 損害額の対象金額

本件農薬の散布に生じた費用は、「3 事実関係の確認(3)ア」のとおり 196,570円である。このうち、ウメに対して散布された本件農薬は、取締法によって適用作物とされ、違法又は不当とはされないため、ウメ以外のサクラに対して散布されたものが、損害額算定の対象となる金額である。

広瀬公園及び城山公園のサクラ及びウメに対して散布された総本数 308本中、サクラは 219本となっている。

したがって、損害額の対象は、 $196,570円 \times 219本 / 308本 = 139,769円$ となる。(1円以下は四捨五入した。)

ウ 損害額の算定

損害額の対象金額は上記イのとおりであるが、これを効果の有無によって、実際に発生した損害額を算定することは、かなりの困難性を伴うものといえる。

したがって、次の3つに区分して損害額の算定を行うことが、一応の合理性があると認められるので、次のとおり算定する。

(ア) 散布の対象となったサクラについて、相当程度(概ね半数以上)に樹皮病又は病虫害による被害が発生し、これを殺菌又は駆除するときに損害額の対象金額 139,769円を大きく超える金額を支出することがやむなしとなった場合。

本件農薬散布は効果が無かったものと推認し、対象金額の全額を損害額と算定する。

(イ) 散布の対象となったサクラについて、樹皮病又は病虫害による被害が発生したが、その発生割合が相当程度に満たない(概ね半数未満)のものであった場合。

本件農薬散布の効果は一定程度あったものと推認し、対象金額×発生本数/219本を損害額と算定する。

(ウ) 散布の対象となったサクラについて、樹皮病又は病虫害による被害が発生しなかった場合、又は発生が数%と微量であった場合。

本件農薬散布の効果はあったものと推認し、対象金額の全額について損害はなかったものとする。

エ 損害額の負担割合

天草市が被った損害が、上記ウのような一定程度の合理性を持った方法によって損害額を決定した場合、これを補填するため、誰に対して請求すべきかについて検討する。

都市計画課からの弁明書等で、本件農薬を使用することになった経緯については、「本件業務委託の予定価格算定のため、受託者から参考見積書を徴したところ、サクラとウメに対して散布する薬剤として本件農薬の記載があったこと。都市計画課としては、樹木医である受託者からの提案に基づき選定したものの、サクラの予防保全には適合しないことは把握していなかったということ。薬剤の選定についてサクラの予防保全に適合しない薬剤を使用したことは、都市計画課と受託者、双方の認識不足によるものであること。」等の記載がある。

したがって、サクラについて適合しない薬剤を使用したことについての過失は、受託者側及び都市計画課側の双方にあるといえることができる。

よって、損害額の負担割合は、受託者及び都市計画課の双方の過失割合を合理的に算定し、その割合に応じて市が被った損害額を補填すべき義務があると認定できる。

5 監査の結論

- (1) 以上のような理由から、天草市が行った本件業務委託のうち、サクラに対して行ったものは不当なものと認められるから、不当な行為により市が損害を被ったと認められる場合は、その損害額を合理的に見積もり、被った損害額を補填するため、過失割合に応じた金額を受託者に対して返還を求め、その余の金額は、天草市長に対して返還を求める、との条件を付して勧告する。
- (2) 一方、本件業務委託の対象となったサクラについて、一定期間内（遅くとも落葉時期）に樹皮病や病害虫による被害が無かった場合は、その効果があったと認められ、天草市が行った本件業務委託が不当なものであったとしても、市は損害を受けたことにはならないため、本件請求を棄却する。

第4 天草市長に対する勧告

別紙（天監第31号）のとおり、天草市長に対して勧告することを申し添える。なお、市長に対して添付する理由については、本通知書記載内容と同一であるため添付を省略する。

第5 監査委員の意見

本件請求における、病虫害防除等に対する効果が確認されていない薬剤を適用外使用したことは、監査対象事項に対する判断(1)でも述べたとおり、農水省・環境省通知の住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項に反している。農水省・環境省通知では、「農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。」と記載され、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るよう示されている。

この点については、2020年3月4日付け、請求人から天草市長へ宛てた申し入れ書にもあるように、たとえ病虫害防除のため、他に方法がなく、やむを得ず本件農薬等を使用するような場合にあっても、来園者に対して十分な注意喚起を行い、駐車場や道路についても立ち入り制限の措置をとるなど、万全の対策をとる必要があったことは言うまでもない。

本件請求の報告書作成時点において、監査委員が広瀬公園及び城山公園について概況観察したところ、素人目ではあるが、ほとんどのサクラには若葉が生い茂り、病変のあるようなものも見受けられず、一見順調に育成しているのではないかと推測された。

本件請求にあっては、たとえ不当な行為を原因としてなされた公金の支出であったとしても、市が具体的な損害を被らなければ必要な措置を講ずることはないとの結論にもなったが、理由もなく、不当な行為を是認している訳では決していない。

天草市にあっては、市から請求人に対する回答書にも記載しているように、今後は公園利用者に対し適切な措置を講じると共に、薬剤の使用については細心の注意を払って、市民の財産である公園樹木を適正に管理し、来園者が安心して公園を利用できるよう、更なる努力を重ねられることを要望して監査委員の意見とする。

石灰硫黄合剤についての農林水産省等への聴取記録

令和 2 年 4 月 2 1 日

以下は、天草市監査委員 福岡耕二が、農林水産省等に対して、電話にて石灰硫黄合剤の効果などについて聞き取りをしたものの概要記録である。

1 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室への聞き取り

(問 1)

石灰硫黄合剤については、もも、うめなどについては適用作物、適用病害虫が記載されているが、サクラについて適用作物とされていないのか。

(答え)

サクラについては、適用表に記載されていないのであれば、適用作物ではないということになる。

(問 2)

サクラについて適用作物とされない理由は、サクラへの病害虫の防除には効果がないとしてされたものか、または、効果はあっても薬害等の観点からサクラには不適合とされたものか。

(答え)

その理由のどちらにも当てはまらない。適用作物とされていない理由は、単に製薬会社からの申請がなかったことによる。

(問 3)

石灰硫黄合剤は、サクラの越冬病害虫の防除について効果があると考えられるか。

(答え)

申請がされていないので、効果があるのか無いのかについては判断しかねる。

2 細井化学工業株式会社への聞き取り

(問 1)

細井石灰硫黄合剤について、その適用作物、適用病害虫名に、落葉果樹・越冬病害虫とされているが、サクラに使用した場合、越冬病害虫の防除についての効果はあるのか。

(答え)

サクラについては、薬剤試験をしていないので、効果のある無しについては、分からない。

(問 2)

樹木については、松以外は使用できないとされるが、理由は何か。

(答え)

農薬の適用作物として申請していなかったからだが、なぜ申請をしなかったかについては、昔のことなので分からない。

石灰硫黄合剤の病害虫防除効果などについての専門家への聴取記録

令和 2 年 4 月 1 4 日

以下は、天草市監査委員 福岡耕二が、熊本県内の樹木医の中で、樹木医制度発足後早期に樹木医となり、知識や経験が豊富とされている樹木医 A 氏に対して、石灰硫黄合剤の病害虫防除効果などについて電話にて意見を聴取し、回答を得たものの概要記録である。

(問 1)

石灰硫黄合剤については、病害虫防除をするにつき、サクラについては適用樹種として記載されていないが、一般的に使用することはあるのか。

(答え)

石灰硫黄合剤は、果樹類の病害虫防除のために一般的に使用されている薬剤で、サクラについては、もも、うめ等の落葉果樹と同類（バラ科サクラ属、又はスモモ属）であることから、予防薬剤として一般的に使われていると思われる。

(問 2)

農薬取締法は、第 24 条及び第 25 条によって登録を受けた農薬以外の農薬を使用することを禁止している。石灰硫黄合剤の適用表にはサクラは適用作物として記載されていないが、サクラに対して石灰硫黄合剤を使用するのは違法になるのか。

(答え)

石灰硫黄合剤は、果樹類のハダニ・サビダニ類、落葉果樹類についてはカイガラムシ類、越冬病害虫に対して使用できるとされている。サクラは果樹類とは言えないかもしれないが、ウメ、モモと同属であるから、類推適用するということで、違法な使用ではないと解釈する余地もあるのではないと思われる。

また、農薬製造業者が、本薬剤について、サクラについても使用して差し支えない旨の回答を所管官庁から得ている場合もあると思われるので、製造業者に対して問い合わせてみられたらいかがか。

(問 3)

登録農薬である細井石灰硫黄合剤は、もも、うめ等の果樹類の病害虫防除に効果があるとして適用害虫名が記載されているが、この農薬は、サクラについても同様に効果があると思われるか。

(答え)

石灰硫黄合剤は、サクラについても害虫防除の効果があると思われる。

(問 4)

石灰硫黄合剤の毒性は強いのか、この薬剤の散布によって人体の健康に重大な影響を与えることはあるのか。

(答え)

石灰硫黄合剤は強アルカリ性の薬物なので毒性は当然あるが、古くから一般的に使用されている農薬であり、用法、用量を適正に守り、散布の際に直接人体にかかることの無いよう注意を払って作業を行えば、人体の健康に重大な影響を与えることはないと思われる。

天草市長 中村 五木 様

天草市監査委員 富田 善三郎

天草市監査委員 福岡 耕二

天草市監査委員 赤木 武男

住民監査請求について（勧告）

令和2年4月13日付けで受理した住民監査請求について監査を実施した結果、地方自治法第242条第5項の規定により、下記のとおり条件を付して勧告する。

記

1 措置すべき事項

天草市長は、令和2年3月12日に支出された「広瀬公園外サクラ等樹皮病薬剤散布業務委託」のうち、サクラに対して散布を行ったものがその効果がなく、市が損害を被ったと認められる場合は、損害額を受託者と委託者の過失割合に応じて合理的に算定し、受託者である「業者a」と天草市長に対して、その損害額を天草市へ返還するよう求められたい。

2 措置の条件

都市計画課は、サクラについて、農薬散布の効果の有無が判明する時期（概ね10月31日を目途とする）までに樹皮病や病害虫による被害が発生したか否かを確認し、被害が発生した場合は、その程度により損害額等を算定し措置されたい。

しかし、その期間までに被害が発生しなかった場合、又は被害の発生程度がサクラ全体の10%以内である場合は措置を行う必要はない。

3 措置期限

サクラについて農薬散布の効果の判明する時期（概ね10月31日）の1ヶ月後（11月30日）までに措置されたい。

4 理由

別紙（天監第163-7号）住民監査請求に係る監査の結果について（通知）のとおり。

5 通知等

措置を行った場合は、地方自治法第242条第9項の規定により、その旨を監査委員あて通知されたい。また、措置を行わなかった場合も監査委員あて報告されたい。